

## 木更津市福祉有償運送運営協議会議事録

日 時 平成27年7月28日（火）午後1時40分から午後2時40分まで

場 所 木更津市役所 6階会議室

出席者 委 員 鶴岡 良樹  
                  澁谷 伸明  
                  尾崎 行雄 代理出席 熱海 智一運輸企画専門官  
                  後藤 勝見  
                  滝口 君江  
                  西山 信男  
                  佐々木奈美  
                  奥出 淳一  
事務局 宮野 照久（社会福祉課長）  
          鈴木賀津也（障害福祉課長）  
          田中 幸子（高齢者福祉課長）  
          板橋 正浩（社会福祉課副主幹）／司会  
          鶴岡 美和（社会福祉課主査）／書記

### 【議事内容】

司会進行 本日は、公私ともご多忙中のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。委嘱状交付に続き只今から、「木更津市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。はじめに事務局の紹介をさせていただきます。（鈴木障害福祉課長、田中高齢者福祉課長、宮野社会福祉課長、鶴岡主査、板橋副主幹自己紹介）続きまして委員の皆様のご自己紹介をお願いいたします。なお本日国土交通省関東運輸局 尾崎首席運輸企画専門官の代理として、熱海運輸企画専門官が出席されておりますので報告いたします。それでは、先ほどの委嘱状交付の順により、西山様から順次お願いいたします。（西山委員、佐々木委員、鶴岡委員、澁谷委員、尾崎委員代理・熱海運輸企画専門官、後藤委員、滝口委員、奥出委員の順で自己紹介）ありがとうございました。

それではお手元の配布資料について確認願います。木更津市福祉有償運送運営協議会次第 全32ページ、本日の議題であります福祉有償運送事業団体が作成した登録更新申請書、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱の5種類となっています。なお福祉有償運送事業団体の登録行進申請書につきましては、本会議終了後に回収させていただきます。

この協議会につきましては、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条に基づき公開することとなっております。また、会議録の作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご承知ください。

なお、本日の傍聴人はおりません。

続いて、議長についてですが、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第1項の規定によりまして、議長を会長にお願いすることになっております。今回は委嘱状を新規に交付いたしましたところで会長が決まっております。同要綱第4条の規定により会長を互選により定めることとなっております。会長をどなたにお願いしたらよろしいでしょうか。（事務局一任の声あり）それでは事務局一任の声がありましたので、これまで当協議会の会長を努めていただいております西山会長に議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（異議なしの声あり）ありがとうございました。西山会長には、議長席にて進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

（西山会長 議長席に着席）

議長 中核地域生活支援センター、きみつ福祉ネットの西山でございます。会長が議長を務めるという規定となっているとのことですので、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に委員の定足数を確認をさせていただきます。本日の出席委員数は、委員8名中8名であり過半数を超えております。木更津市福祉有償運送運営協議会運営要綱第7条第2項の規定により、会議は成立いたしました。

ひきつづき、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第3項にもとづき、副会長を指名させていただきます。奥出委員をお願いしたいと思います。

次に、議事録署名人の指名についてですが、私の方から指名させていただきます。お二人お願いします。鶴岡委員と奥出委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきますが、議題の進め方について、説明させていただきます。まず議題（1）移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について事務局より説明を求めます。その後、質疑を行います。続いて、議題（2）につきましては、自家用自動車の有償運送の有効期間の更新の登録をしようとする法人1団体からの福祉有償運送の登録更新申請書（案）についてですが、お手元の申請書（案）による書面審査の後団体による説明、

その後質疑を行いたいと思います。

それでは、議題（１）移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について事務局から説明を求めます。

田中課長

高齢者福祉課長の田中でございます。私の方から移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性についてご説明させていただきます。「木更津市における移動制約者の状況、福祉移送サービスの現状、高齢者、障害者等の今後の動向」を説明させていただきます。

お手元の資料６の２８ページをお開きください。

本市における移動制約者の状況は、平成２６年度末で介護保険法による要支援者、介護認定者、身体障害者などあわせまして１２，８２８人、本市人口の９．６４％となっております。内訳といたしまして、１要介護認定者５，２２３人、２障害者認定所持者７，６０５人となっております。このすべての方々が、移動に介助等を必要とするとは言い切れませんが、移動にあたりなんらかの制約を受けている状況にあると考えております。

２９ページをご覧ください。本市では、移動制約者に対する福祉移送サービスとして、木更津市福祉タクシー事業と福祉車輛の貸し出し２事業を行っています。福祉タクシー事業は、重度心身障害者で身体障害者手帳の１・２級及び療育手帳Ａ－２以上の方がタクシーを利用する場合に、乗車料金のうち７３０円を限度に運賃を助成する制度でありまして、タクシーチケットを月あたり２枚、年間２４枚を交付しております。腎臓機能疾患で人口透析の方は、２倍の４８枚を交付しております。平成２６年度実績では交付対象者２，４４２人、そのうち８３４人に交付し８，５８２枚の利用がありました。利用状況は２５年度８，６４２枚、２６年度は先程申し上げた８，５８２枚です。また、福祉カーの貸し出し事業ですが、身体障害者手帳、療育手帳、障害者福祉手帳の交付を受けた方、及び６５歳以上の歩行困難な高齢者に対し、リフト付きワゴン車を無償で貸し出しを行っております。１回の貸付期間は、３日以内としております。２６年度の実績は、２０件／延２９日間の利用となっております。

木更津市の人口、高齢者数についてでございますが、平成２７年４月１日現在の木更津市の人口１３３，０４９人のうち６５歳以上の高齢者は３４，１７３人と前年比で１，２５１人増えており、高齢化率は２５．７％でございます。将来の高齢化率の推移ではありますが、来年平成２８年には、本市では２６．５％見込まれており、さらに高齢化が進むものと考えております。

３０ページ資料７をご覧ください。民間における福祉移送サービスの状況

であります。NPO・社会福祉法人等における福祉有償輸送では、現在7団体が協議会の合意を得、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局へ登録されています。平成26年度実績では、7団体で福祉車両24台を使用し会員385人対し、昨年は延べ輸送人員が3,774人となっております。

他に、木更津市では現在タクシー事業者1社かずさ交通様が福祉移送サービスの提供をしております。

平成26年度末の実績で契約者828人に対し、延べ輸送実績として障害者自立支援対象者が75人、介護保険適用者が810人の利用となっております。

移動制約者12,828人に対し、移送サービスを受けている会員、契約者は1,213人9.5%と1割弱でございますが、今後ますますの会員数、契約者の伸びが予想されています。

国の施策により、施設入所者から地域移行への考え方が示されておりますので障害者の外出機会も増えていく中、福祉移送サービスは欠かせないものと考えております。

以上のような状況から、本市におきましては、公共交通機関、特にタクシー事業者や登録されている事業者様には、福祉有償輸送に関しましてご尽力いただいておりますが、『移動制約者に対し、安全にお客様の利便の確保ができる様』移送サービスの充実は引き続き必要なものと考えております。以上で概要説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今の説明について、ご質疑等がございましたらお願いいたします。

奥出委員 30ページの利用目的の「その他」はどのようなものなのか、いくつか例を挙げていただきたい。みづき会さんが一番多いので、聞いてもよろしいのですが。

田中課長 介護の面から考えると、選挙や行政手続きなどと思われま。

鶴岡主査 施設入所の方が実家に帰る時などに使うそうです。

議長 熱海専門官にお聞きしますが、こういう使い方はだめということがありますか。

熱海専門官 用途は限定していないので、問題ありません。

鶴岡委員 28ページの木更津市の移動制約者が12,828人いるとありますが、30ページに有償輸送登録者数が385人と、全体の割には少ないようですが、他にどんな移動手段があるのでしょうか。それから登録者数385人が年間使用延べ件数3,774人とあります。だいたい1人が10回程

度と思われますが、利用目的の通院が大半なので、通院のための特化した輸送と考えてよろしいでしょうか。

宮野課長 登録者以外の移動手段は、ご家族・知人が大半まかなっていると思われます。利用目的はほとんど通院です。

議長 その他にないようですので、続きまして議題（２）「福祉有償運送実施団体の登録更新申請書（案）について」に移りたいと思います。すでに申請書（案）をお配りしてございます。今から１５分間、部屋の時計で２時１５分まで精査お願いします。その後審査団体にご説明いただきます。

（１５分経過）

議長 それではお時間となりましたので、団体の説明者入室となります。

（みづき会入室）

みづき会 木更津市の下郡にある施設です。現在障害関係３つの入所施設で平成３年から開所しています。、内訳は知的２つ、身体１つと、通所施設は知的１つ、身体１つの大きく分けると５つの事業でやっています。福祉有償運送は平成１９年からやっていて、今回が３回目の申請となります。

申請している理由は、通常の通院は国からいただいている報酬の中でやっていますが、特別な配慮をしなくてはいけない方、例えば毎日通院しなくてはいけない方、全身麻酔をしなくては歯の治療が出来ない方などもいます。そのように通院でも特別な事情のある方のみの使用です。また遠方の病院を希望される方、年に２、３回の里帰り、通常のタクシーでは静かに乗ってられない方、特別な車椅子を使用している方、レジャー目的などもあります。私たちは出来るだけ利用者を増やそうとかそういうことは一切ございません。運転手も全部施設の職員でございます。登録している職員がずいぶん多いと思われるかもしれませんが、主旨がこのようなことなのでいつ使う機会があるかわからないために、多数登録しております。ぜひご理解し、更新をお願いしたいと思います。

議長 ご説明ありがとうございました。質問ございますでしょうか。

奥出委員 通常の通院は国の報酬のなかでやっているという理解でよろしいのですね。施設入所している方の人数の割には、通院件数が少ないので。

みづき会 指定の病院でしたら国の報酬の範囲です。通院先にこだわりがある方は有償運送を使用します。

鶴岡委員 この施設は１つの施設の中に３つの施設があるのですか。例えば１階２階３階と別れているということなどでしょうか。

みづき会 いえ、同じ敷地の中に３つばらばらに別れて建っています。希望の郷が２，２７５－１、ゆうゆうの郷・あいらいの郷・通所施設が２，２７０－１と住所も違い、各々施設長もおります。

- 鶴岡委員           ここに住まいになっている方は何人でしょうか。お住まいの方は市外の方が多いですか。通所の方は市外の方が多いですか。
- みづき会           入所数は全施設合計170人で、入所している方は全国からいらしています。通所の方は市内・袖ヶ浦など4市在住の方がほとんどです。
- 熱海専門官       申請車両数ですが、前は6台、今回は8台と増えていますが、全体の利用頻度が増えているのでしょうか。
- みづき会           いえ、そういうことはありません。登録してある車両はそれ以外に使用することが多いです。入所者が170人もおられますと、通院などでいくら車があっても足りない状況ですので、いざ有償運送で使用する時に車がないと困るためです。有償運送で使用する時は、看板を持って来て呈示し、運転手もきちんと意識して始めます。利用頻度を増やそうとかではなく、使える車を増やしたいだけです。セダン車は1台もございません。
- 熱海専門官       車は通常業務と相互に利用されているという理解でよろしいでしょうか。
- みづき会           はい、結構です。
- 奥出委員       有償運送を始める時、表示義務がありますがどういう方法でされていますか。
- みづき会           マグネットに標記したものを、車に貼っております。
- 熱海専門官       そうですね、運行管理の問題もありますから、きちんと切り替えが必要ですね。
- 奥出委員       法人の定款に有償運送をやっていることを記載する必要があると思いますが、具体的に記載がないのは、包括で、障害福祉サービス事業の経営に含まれているという解釈でよろしいですか。
- 熱海専門官       そうですね、包括で入っていますかね。
- みづき会           毎年監査も受けておりますが、事業的に規模が少ないので、定款には省略しても良いということになっていますので、そのようにさせていただきます。
- 議     長           資料7の運行管理マニュアルの運転者のところで、資格として満年齢60歳以下とあります。運転者の中に60歳を過ぎた方がいらっしゃるようですが。
- 奥出委員       運転者の資格としては、その点は考慮し①または②に該当していれば良いようなので、大丈夫だと思います。ただお一人修了証書のお名前と免許書のお名前が違う方がいらっしゃるようですが、女性の方なのでご結婚などで性が変わられたのでしょうか、それがわかるような記載があったら良いと思われます。
- みづき会           そのとおりですね。申請する時に追加して直してということで、よろし

いでしょうか。

奥出委員 生年月日も名前も同じなので、同じ方だとは思われますが。  
みづき会 今日の審議会を得て申請になりますので、追記して申請させていただきます。

議 長 その他ございますか。無いようですので、社会福祉法人 みづき会の有効期間更新登録申請書（案）の協議を終了とさせていただきます。協議結果につきましては、事務局から通知させていただきます。みづき会様にはご退席をお願いします。ありがとうございました。

みづき会 ありがとうございます。  
（みづき会説明者 退席）

議 長 以上で、みづき会さんの説明と協議が終了いたしました。  
それでは採決に移ります。議題（２）について道路運送法７９条の６第１項に基く社会福祉法人みづき会による福祉有償運送実施団体の有効期間更新登録申請書（案）について、採決を取らせていただきます。

社会福祉法人みづき会について福祉有償運送を必要と認め、有効期間更新登録申請書（案）を承認され賛成の方は、挙手をお願いいたします。  
（全委員挙手）

社団法人みづき会につきましては、全員が賛成でありますので、承認いたします。

これもちまして、社会福祉法人みづき会による福祉有償運送にかかる有効期間更新登録申請書（案）の採決を終了いたします。なお本日の決定につきましては、先ほど申し上げたとおり事務局より、みづき会さんへ通知を発送させていただきます。

議 長 他にございますか。無いようですので、これもちまして議長の任を解かせていただきます。皆様には、ご協力ありがとうございました。  
本日の議題は全て終了いたしました。それでは事務局へお戻しします。

司会進行 長時間にわたりご協議いただき誠にありがとうございました。以上をもちまして、「木更津市福祉有償運送運営協議会」を閉会いたします。  
ありがとうございました。

議事録署名人

鶴岡 良樹

奥出 淳一